

5 水道給水対策本部の設置

水道給水対策本部は被災水道事業体に設置され、各自治体の災害対策本部等との情報連絡調整、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体の後方部隊との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う現地の統括部署として位置付けられ、応援活動を的確に実行するためには不可欠である。

また、現地における応急給水及び応急復旧作業は、応援水道事業体等によって編成された応急給水隊及び応急復旧隊によって行われるが、複数の応援水道事業体により応援体制が編成される場合、各隊に幹事応援水道事業体を設置し、水道給水対策本部との間で応急活動状況等に関する密な連絡調整を行う。

【この節の内容】

5-1 水道給水対策本部

5-2 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊

5-3 幹事応援水道事業体

5-1 水道給水対策本部

(1) 水道給水対策本部の組織

被災水道事業体は、発災後、水道の早期復旧を目的として、水道給水対策本部を設置する。なお、水道給水対策本部を設置・変更した場合は、被災水道事業体は所属する被災都府県支部長等へ速やかに連絡する（様式10参照）。

また、被害が甚大で、大規模な応援が必要である場合等には、被災水道事業体の判断により、被災水道事業体を中心として、日本水道協会、被災地方支部長及び被災都府県支部長等によって構成されることも想定される。この場合、必要に応じて国土交通省、都道府県水道行政担当部や応援要請を受けた他の地方支部長が参画することもある。

なお、被災水道事業体、水道給水対策本部を構成する関係機関（日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等）及び応援隊（応急給水隊、応急復旧隊）は、互いに情報共有を図り協調して活動を行うものとする。

水道給水対策本部の組織例を図5-1、図5-2に示す。

(2) 水道給水対策本部の役割

水道給水対策本部は次の役割を担う。

- ① 水道給水対策本部長(被災水道事業者の水道事業管理者)
 - 水道給水対策本部の活動における意思決定
- ② 総括指揮担当
 - 日本水道協会救援本部、被災地方支部長、都府県支部長等との連絡調整
 - 各自治体の災害対策本部との窓口調整
 - 被害状況等の把握と応援要請内容の確認
 - 関係機関による応援活動の全体調整(自衛隊、民間団体、日本水道協会以外の枠組みによる自治体からの応援等)
 - 関係団体(日本水道工業団体連合会、全国管工事業協同組合連合会等)との連絡調整
- ③ 応急給水指揮担当
 - 断水・通水状況及び応急給水活動状況等に関する情報の集約と応援要否の確認
 - 応急給水計画の作成
 - 応急給水隊の配備
 - 応急給水隊の指揮命令
 - 応急給水活動に必要な情報の収集と伝達
 - 応急給水活動に必要な資機材等の調達
 - 自衛隊及び民間団体等による応援の把握と連絡調整
- ④ 応急復旧指揮担当
 - 水道施設の被害状況及び応急復旧活動状況等に関する情報の集約と応援要否の確認
 - 応急復旧計画の作成
 - 応急復旧隊の配備
 - 応急復旧隊の指揮命令
 - 応急復旧活動に必要な情報の収集と伝達
 - 応急復旧活動に必要な資機材等の調達
- ⑤ 総務担当
 - 住民等への広報業務
 - 応援水道事業者の宿舎等の手配に関する補助
 - 応援車両の駐車場所の確保や諸手続きに関する補助
 - ボランティアグループ等への連絡調整に関する補助
 - その他応急給水・応急復旧等を支援するために必要な活動

5-2 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊

(1) 応急給水隊・応急復旧隊の組織

水道給水対策本部の本部長は、被害状況や事業所の配置等を考慮して、応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊を配備する。応援水道事業体は、連絡調整員及び作業隊員を指定された事業所等に派遣する。

なお、応援水道事業体の職員派遣に関しては、ベテラン職員や応急対応経験者等を含めることが望ましい。

(2) 応急給水隊・応急復旧隊の役割

応援水道事業体の応急給水隊及び応急復旧隊は、次の役割を担う。

- 被害状況の把握
- 応急給水・応急復旧活動状況の把握と応援要請の調整
- 水道給水対策本部との連絡調整
- 応急給水及び応急復旧作業
- 作業実施方針の策定
- 事業所や営業所等との応急活動方法の調整
- 地元自治会等との協力体制の構築

5-3 幹事応援水道事業体

(1) 幹事応援水道事業体の設置

複数の応援水道事業体により応援体制が編成される場合、水道給水対策本部（被災水道事業体）と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、応急給水隊及び応急復旧隊それぞれに幹事応援水道事業体を設置する。

また、被害が広範囲であったり分散している場合等に、応急給水・応急復旧作業を区割りして実施する場合は、必要に応じ複数の応急給水隊・応急復旧隊に分け、それぞれに幹事応援水道事業体を設置する。その場合、複数の幹事応援水道事業体に指示調整を行い、応援活動内容の全体調整を担う総括幹事応援水道事業体を置くことも有効である。

(2) 幹事応援水道事業体の主な役割

被災水道事業体が複数の応援隊に直接指示し、活動状況の進捗管理を行うことは、被災状況の把握や住民対応などに追われながらの状況下では非効率となる場合があるため、速やかな幹事応援水道事業体の設置と、幹事応援水道事業体による応急活動の全体調整が重要になる。

幹事応援水道事業体は、現地の状況等を踏まえ、被災水道事業体の応急活動計画の立案・策定に積極的に関与するとともに、活動の指揮調整を図るため、主に次の

ような役割が求められる。

- 連絡調整員の配備
- 水道給水対策本部（被災水道事業体）との連絡調整及び情報共有
- 応急給水及び応急復旧に係る方針の提案・協議
- 他都市応援隊への作業指示及び集約
- 他都市応援隊の受入及び交代の管理
- 活動報告書の集約及び被災水道事業体への活動報告
- その他応援活動の実施に当たり必要な事項

なお、水道給水対策本部と幹事応援水道事業体間の連絡調整及び情報共有に当たっては、連絡窓口（連絡調整員）を明確化するとともに適宜定例会を開催するなど、確実かつ効率的に行うものとする。

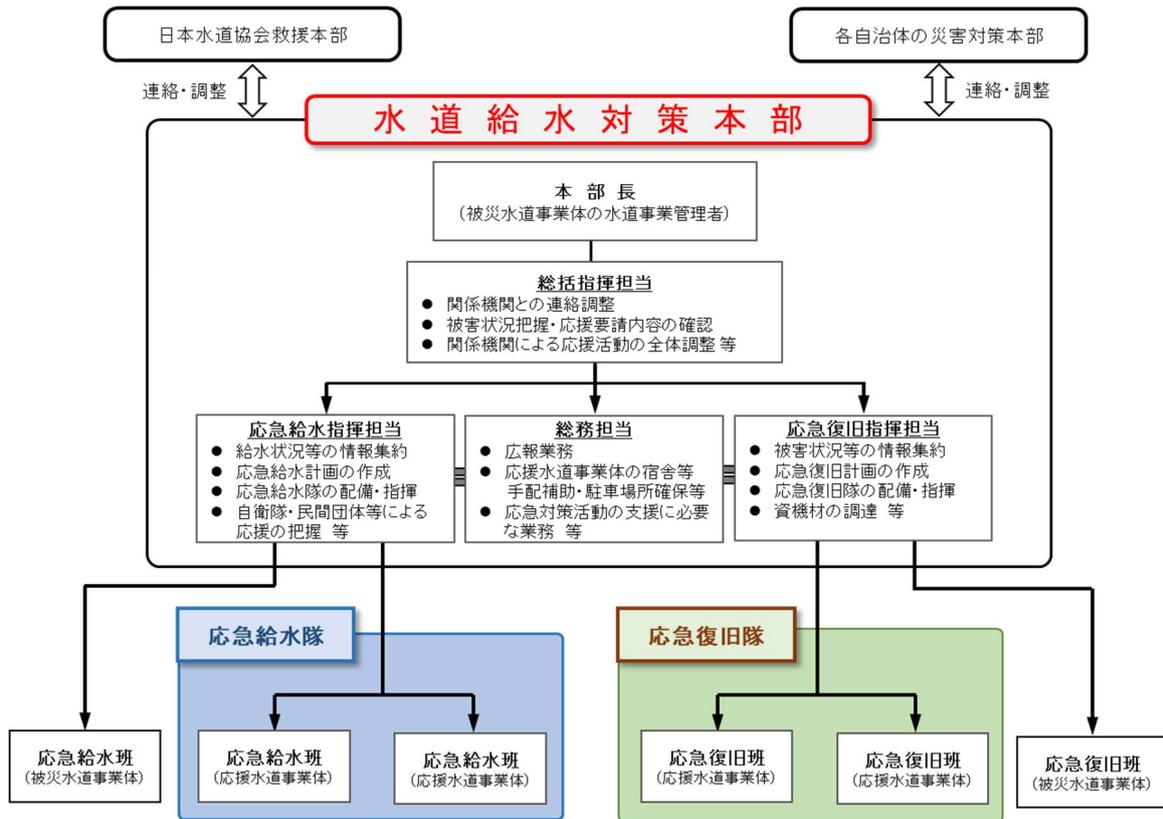
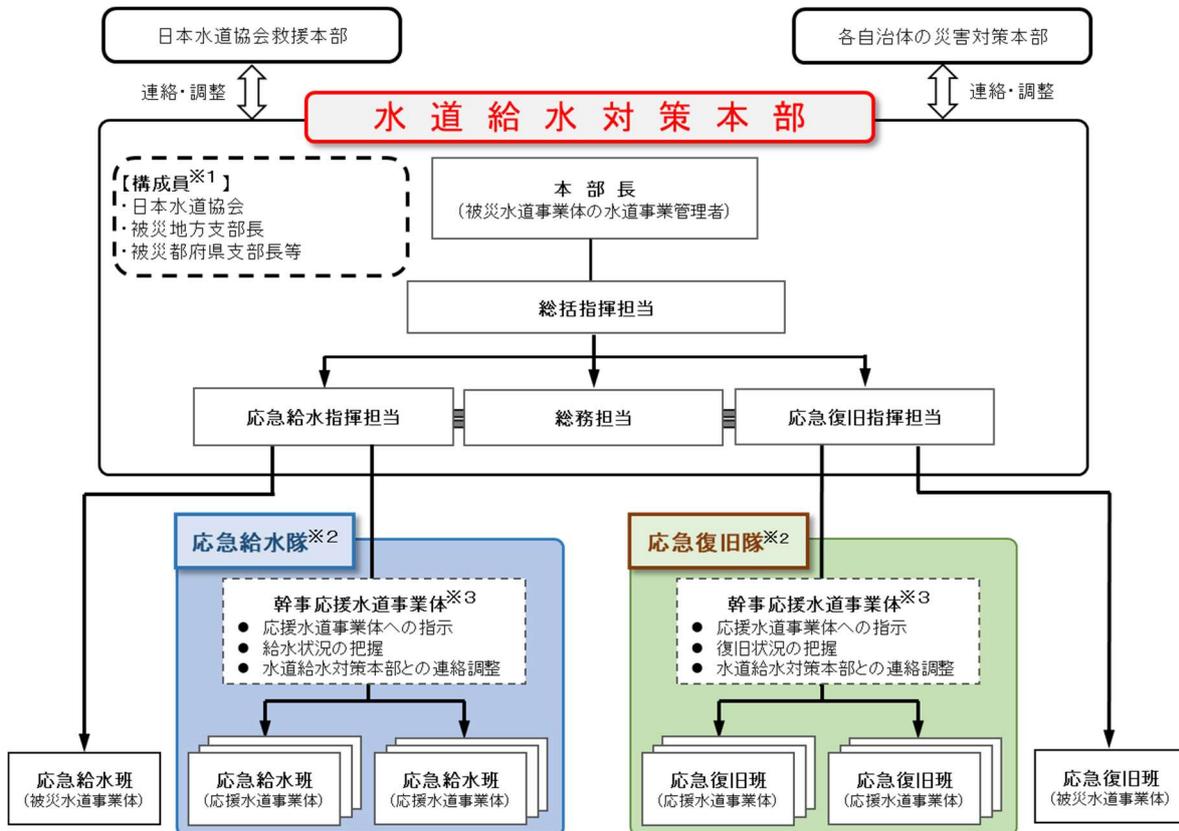


図 5-1 水道給水対策本部の組織例（幹事水道事業者を設置しない場合）



※1 水道給水対策本部は、被災水道事業者を中心として、日本水道協会、被災地方支部長や被災都府県支部長等により構成されることも想定される。

※2 被害が広範囲であったり分散している場合は、応急給水隊・復旧隊をそれぞれ複数隊編成することも想定される。

※3 応急給水隊・復旧隊が複数隊で編成される場合、全体調整を担う総括幹事応援水道事業者を置くことも有効である。

図 5-2 水道給水対策本部の組織例（幹事水道事業者を設置する場合）